

学習院大学理学部

放射線障害予防規程

(目的)

第1条 この学習院大学理学部放射線障害予防規程(以下「規程」という)は、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律、同施行令、同施行規則及び同告示(以下、この総称を「法令」という)に基づき、かつ、これを実施するため本学理学部における放射性同位元素の使用等を規制し、もって放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、放射線作業とは、次の各号のいずれかに該当する作業をいう。

- (1)放射性同位元素又は、放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う作業
- (2)放射性同位元素装備機器を取り扱う作業
- (3)その他放射線障害発生のおそれのある機器を取り扱う作業

2 この規程において、放射線業務従事者(以下「業務者」という)とは、管理区域に立ち入る者で放射線作業を常時管理またはその業務に従事するために、承認された者をいう。

3 この規程において一時立入とは、管理区域へ放射線作業以外の目的で一時立入る者をいう。

(法・規則との関係)

第3条 この規程に定めのない事項については学内規則および関係法令の定めるところによる。

2 この規程の定めが従前の学内規則の規定に矛盾又は抵触する場合はこの規程が優先する。

(業務者および放射線作業室)

第4条 業務者は、研究室長以上の所属長が指名し、放射線障害予防委員会が承認するものとする。

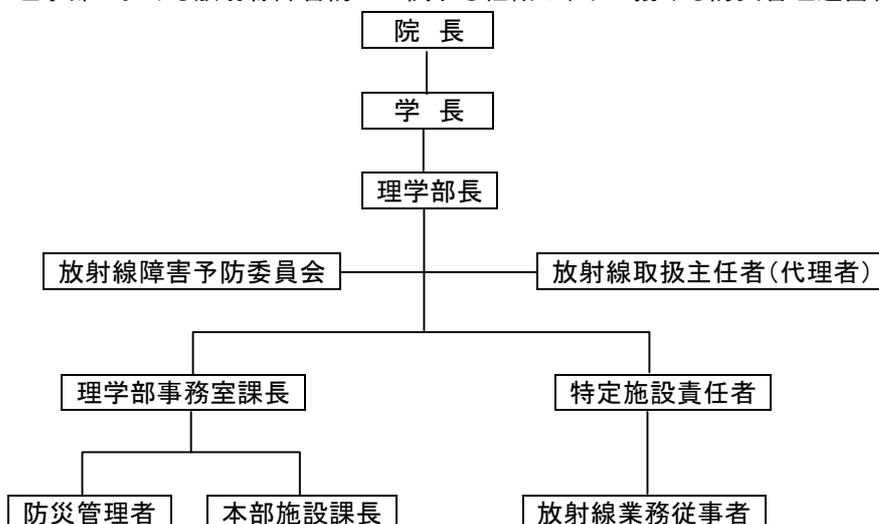
2 業務者として承認された者のほかは、放射線作業に従事することができない。

3 業務者として承認された者は、あらかじめ所定の放射線業務従事者届を放射線取扱主任者に提出しなければならない。

4 放射線作業は、放射線作業室(以下「作業室」という)として指定された場所でこれを行わなければならない。

(組織)

第5条 理学部における放射線障害防止に関する組織は、下に掲げる防災管理運営組織によるものとする。



(放射線取扱主任者及び代理者)

第6条 第5条の組織には、次の防災管理者を置く。

- (1)放射線取扱主任者(以下「取扱主任者」という)・・・1名以上
- (2)特定施設責任者・・・特定施設ごとに1名(特定施設とは、許可を受けた個別の施設をいう)
- 2 取扱主任者は、第一種放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、理学部長がこれを任命する。
- 3 理学部RI実験室又は、その他の管理区域に立ち入るすべての者は、取扱主任者が法令もしくは法令に基づく命令、又は、本規程の実施を確保するために行う指示に従わなければならない。
- 4 取扱主任者が、その職務を行なうことができないとき、理学部長は第一種放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、その代理者を任命しなければならない。
- 5 理学部長は選任された取扱主任者に放射線障害防止法で定める定期講習を受講させなければならない。

(取扱主任者職務)

第7条 取扱主任者及びその代理者は、この規程を実施するため、関連部署と密接な連絡の上、次の事項を行う。

- (1)放射線障害防止対策の企画、立案及び調査
- (2)管理区域への出入者に対する注意事項の指示
- (3)業務者等に対する教育訓練計画の立案及び実施
- (4)管理区域の施設、機器防護装置、保護具等の点検
- (5)作業安全要領等の作成及び実施状況の監督
- (6)理学部長に対する意見の具申
- (7)緊急事態発生の際の緊急措置
- (8)放射線障害予防委員会の開催の要求
- (9)立ち入り検査等の立ち会い
- (10)その他放射線障害発生防止に関する監督

(放射線障害予防委員会)

第8条 第1条の目的を円滑に運営するため第5条の組織内に、放射線障害予防委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- 2 委員会の委員長は、取扱主任者のうちから互選とし、委員は取扱主任者、特定施設責任者および委員長が認めた者とする。
- 3 委員会は、業務者の承認、教育訓練計画の立案及び実施等を行う。
- 4 委員長は、必要に応じて委員を召集し、会議を主宰する。

(特定施設責任者)

第9条 特定施設責任者は、電源設備、給排水設備、給排気設備等の施設(以下「特定施設」)の運転、保守の業務を総括する他、次の事項を行う。

- (1)管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び汚染の管理
- (2)放射線施設、管理区域に対する空間線量率、表面汚染密度等の測定、管理
- (3)放射線管理関係機器の保守管理
- (4)放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管及び廃棄等に関する管理
- (5)各種記録、帳簿の作成及び保管
- (6)関係法令に基づく届出申請等の事務手続き、その他関係官庁との連絡等、事務的事項に関する業務
- (7)業務者に対する健康診断計画の立案及びその実施
- (8)その他放射線障害発生防止に必要な事項

2 特定施設責任者は当該年度終了後、3カ月以内に別に定める管理状況報告書を取扱主任者を經由して、文部科学大臣に提出しなければならない。

(巡視、点検等)

第10条 特定施設責任者は、施設の使用の都度、その施設の放射線管理関連機器の巡視、点検を行わなければならない。

2 特定施設責任者は、前項の巡視、点検の結果異常を認めるときは、主任者を經由して委員会及び理学部長に報告すると共に修理をする等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

第11条 特定施設責任者は、別表1に掲げる項目について、別に定める点検細則に従い、年1回以上の自主点検を行わなければならない。

2 特定施設責任者は、前項の自主点検の結果を取りまとめ、その旨を主任者を經由して委員会及び理学部長に報告するとともに、異常を認めるときは、修理をする等必要な措置を講じなければならない。

(修理・改造等)

第12条 特定施設責任者は、その所管に係わる設備、機器等について大幅な修理、改造及び除染を行うときは、その実施計画を作成し主任者を經由して委員会及び理学部長の承認を受けなければならない。

(修理・改造等の報告)

第13条 特定施設責任者は、前条の修理、改造及び除染を終えたときは、その結果について主任者を經由して委員会及び理学部長に報告しなければならない。

(管理区域等における一般遵守事項)

第14条 理学部長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 管理区域内においては、次の事項が厳守されなければならない。

(1)管理区域には、人がみだりに立ち入らないように措置を講ずる。業務者以外の者が立入るときは、許可を得ると共に管理区域内では業務者が同伴すること。

(2)管理区域の境界には、人目につきやすい場所に標識を付けること。

(3)管理区域内では、飲食、喫煙、化粧その他放射性同位元素を体内に吸収するおそれのある行為をしないこと。

(4)業務者、または一時立入者が管理区域内に入るときは個人被ばく線量測定器を携行すること。但し、一時立入者については、取扱主任者が被ばくのおそれがないと計算あるいは測定によって判断した場合は携行しなくてもよい。

(5)管理区域内に立ち入る者は、専用のはきものを使用する事。

(6)管理区域内から物品を持ち出す場合は、その物品が表面密度限度の1/10以下であることを確認すること。

(7)管理区域内においては、別に指定する防護用具等を着用すること。

(8)被ばく線量を極力減らすこと。

(放射線作業の届出)

第15条 放射線作業を行う場合には、あらかじめ作業内容について取扱主任者の許可を受けなければならない。

2 前項の作業を行う場合には、取扱主任者の指示を受け、終了後には、その結果を取扱主任者に連絡するとともに、所定の使用記録を作成しなければならない。

(非密封放射性同位元素の使用)

第16条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、業務者は法令の規定のほか次に事項を守らなければならない。

(1)作業室に出入りするときは、必ず指定された汚染検査室において、作業衣、保護具等を着脱し、作業室より退出するときは、汚染検査室において、人体および履物、保護具その他人体に装着したものの汚染の状況を検査すること。

- (2)放射性同位元素取り扱い中にも、必要に応じ、前項の検査を行うこと。
- (3)人体表面の汚染を発見した場合には取扱主任者に報告し、直ちに汚染除去のための措置を講じ、汚染除去が困難なときは、取扱主任者の指示に従うこと。
- (4)業務者は、常に整理整頓及び清掃し、不必要な測定器具、書類等を持ち込まないこと。
- (5)排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (6)放射性廃棄物は、そのまま放置せず、直ちに指定する廃棄物容器に入れる等の措置を講ずること。
- (7)汚染箇所は標識を付し、明示すること。
- (8)作業台、フードの内面等は適当な敷物、受皿、吸収材等を用いて汚染のひろがり防止に留意すること。
- (9)しゃへい物、遠隔操作装置、かん子等を利用すると共に、作業時間の短縮を計り、極力被ばく線量を減少させること。
- (10)放射性同位元素の受け渡しを確実にし、その所在が不明にならないようにすること。
- (11)放射性同位元素によって汚染されている物の表面の密度が表面密度限度の1/10を超えている物は、管理区域から持ち出さないこと。
- (12)非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示するなど、事故発生の防止措置を講ずること。

(保管の基準)

第17条 放射性同位元素を保管する場合には、法令の定める基準に従って保管すると共に、次の事項を守らなければならない。

- (1)放射性同位元素を貯蔵する場合には、貯蔵施設に貯蔵すること。
- (2)貯蔵施設より放射性同位元素を持ち出す場合には、取扱主任者の許可を得ること。
- (3)業務者は、作業が終了したときには、放射性同位元素を貯蔵施設へ収納すること。
- (4)特定施設責任者は、放射性同位元素の保管された場所の周辺の1cm線量当量率及び表面汚染の状況を定期的に測定し、業務者に周知させること。
- (5)特定施設責任者は放射性同位元素の保管状況及び保管数量を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について調査、取りまとめをしなければならない。

(運搬)

第18条 管理区域内において、放射性同位元素を運搬する場合には、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。また、管理区域外での運搬に際しては、加えて次の各号に掲げる措置を講じるとともに、予め取扱主任者の許可を受けていなければならない。

- (1)指定する輸送容器を使用すること。
- (2)表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えないようにすること。
- (3)線量当量率については、搬出物の表面において法令の定める値を超えないようにすること。
- (4)車輦及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (5)運搬の途中、事故が起きた場合、適切な措置を講じる準備があること。
- (6)その他関係法令に基づき実施すること。

(廃棄、払出し)

第19条 放射性同位元素で汚染された物の廃棄または放射性同位元素等の払出しの際は、法令の定める基準のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1)廃棄の方法は、濃縮保管廃棄を原則とし希釈分散を避けること。
- (2)個体状の廃棄物は不燃性および可燃性に区分し、保管廃棄室内のそれぞれの専用の廃棄物容器に封入し保管廃棄すること。
- (3)液体状の廃棄物は、廃棄容器に収納して保管するか、排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。

- (4) 気体状の廃棄物は、酸又は、アルカリによる吸収、又は、冷却等によりできる限り液体状にすること。この方法が困難な時は排気設備により排気口の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- (5) 保管廃棄物には、核種及び保管廃棄年月日、取扱者、氏名を表示しておくこと。
- (6) 廃棄物の事業所内運搬は、第19条に定める放射性同位元素の運搬に準ずること。
- (7) 廃棄の作業は、第16条に定める事項に準じて行うこと。
- (8) 放射性同位元素を払出しする必要がある場合、取扱主任者の許可を得たうえで払出しすること。
- 2 放射性有機廃液を焼却炉により廃棄する場合は、次の各号に従って行わなければならない。
- (1) 焼却は ^3H 、 ^{14}C 、 ^{32}P 、 ^{35}S 、 ^{45}Ca を含む有機廃液に限ること。
- (2) 放射性有機廃液の上限濃度は次の値とすること。
 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{35}S : $37\text{Bq}/\text{cm}^3$ ^{32}P 、 ^{45}Ca : $3.7\text{Bq}/\text{cm}^3$
- (3) 焼却炉の運転は特定施設責任者の管理のもとに行う。
- (4) 特定施設責任者は焼却炉の安全運転、保守点検、廃棄作業、異常時並びに危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者の中から、運転担当者を選任すること。
- (5) 焼却炉の運転は焼却炉運転管理要領に従って行い、異常が発生した場合は直ちに運転を停止し、特定施設責任者に通報するとともに、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 焼却炉は運転管理要領に従って定期的に点検するとともに、運転前に所定の点検を行い、異常を認めた場合には適切な処置を講じなければならない。

(場所の測定)

- 第20条 特定施設責任者は安全管理にかかわる放射線測定器について常に正常な機能を維持するよう保守し、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。
- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後は、次の各号に従い行わなければならない。
- (1) 非密封放射性同位元素を取扱う場合、1ヶ月を超えない期間ごとに1回行うこと。但し、排水口又は排気口における測定は、排水又は排気のとど行うこと。
- 4 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
- イ 測定日時
 - ロ 測定箇所
 - ハ 測定者
 - ニ 放射線測定器の種類及び型式
 - ホ 測定方法
 - ヘ 測定結果
- 5 前項の測定結果は特定施設責任者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

- 第21条 特定施設責任者は業務者に対して、適切な測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、測定が困難な場合は計算によってこれらの値を算出することとする。
- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は胸部(女子にあっては腹部)について1センチメートル線量当量、及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及び顎部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(特に女子にあっては腹部及び大腿部からなる部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が頭部、顎部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号、及び第2号のほか当該部位についても行うこと。

- (5)放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行なうこと。
- (6)測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。但し、一時立ち入り者として特定施設責任者が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7)次の項目について測定の結果を記録すること。
- イ 測定対象者の氏名
 - ロ 測定をした者の氏名
 - ハ 放射線測定器の種類及び型式
 - ニ 測定方法
 - ホ 測定部位及び測定結果
- (8)前号の測定結果については、男女共に4月1日、7月1日、10月1日、及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間について、当該期間毎に集計し記録すること。ただし、本人の申し出等により使用者等が妊娠の事実を知ることになった女子にあつては、出産までの間1ヶ月毎に測定し記録すること。
- (9)第7号の測定結果に基づき、使用施設等における1年間の業務者数及び個人の実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- イ 算定年月日
 - ロ 対象者の氏名
 - ハ 算定した者の氏名
 - ニ 算定対象期間
 - ホ 実効線量
 - ヘ 等価線量及び組織名
- (10)前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、並びに本人の申し出により所属長が妊娠の事実を知ることになった女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において、実効線量が20 mSv を超えた場合には、平成13年4月1日を始期とする5年間毎に、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集積し、記録すること。
- (11)第7号から第10号の記録は、特定施設責任者が、永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。但し、業務者でなくなった場合、又は5年間保管後、文部科学大臣が指定する機関に譲り渡す場合は、この限りではない。
- (12)本人の申し出により、妊娠の意志がない旨を所属長に申し出た女子は、実効線量限度の法定基準を適合してはならない。

(記帳)

第22条 特定施設責任者あるいは取扱主任者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、教育及び訓練並びに自主点検に係わる記録を行う帳簿を備え記帳し、保存しなければならない。

2 前項の帳簿に記帳すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1)受入れ

- イ 受入れ(購入あるいは譲受)た放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ハ 受入れを担当した者の氏名

(2)払出し

- イ 払出(譲渡)した放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 払出した年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ハ 払い出しを担当した者の氏名

(3)使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量

□ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(4) 保管

イ 放射性同位元素の種類及び数量

□ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(5) 運搬

イ 管理区域内外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

□ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(6) 廃棄

イ 放射性同位元素の種類及び数量

□ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(7) 第30条の教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日、項目

□ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(8) 第11条の自主点検

イ 自主点検の実施年月日

□ 自主点検の実施者

ハ 自主点検の結果

3 前項の帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。

(事故発生時の措置)

第23条 放射性同位元素の使用において、放射線障害を発生するおそれのある事故がおきた場合には、業務者は、次の措置を講じなければならない。

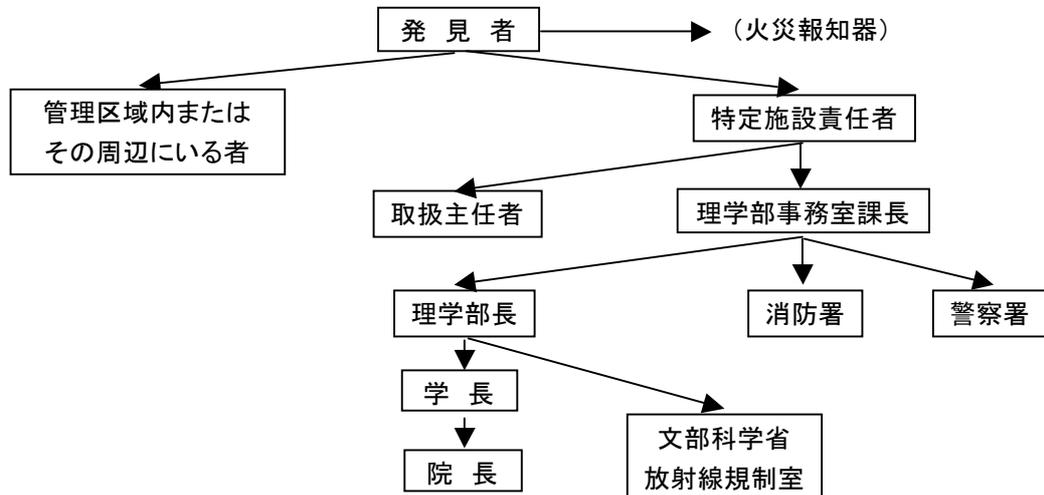
(1) 直ちに同室の者に知らせ、応急措置を講ずるとともに特定施設責任者に報告すること。

(2) 報告を受けた特定施設責任者は、事故処理に関する指示を業務者に与え、事故の内容及びその処理について委員会に報告すること。

(3) 事故の処理は、すべて単独または秘密に行わないこと。

(危険時の措置)

第24条 地震、火災その他の災害により、著しく放射線を被ばくし、又は汚染された区域が生じた場合には、発見者は事故の拡大防止に努めると共に、次に定める連絡系統により、関係者に通報しなければならない。



2 発見者は次の緊急措置を講じなければならない。

- (1) 特定施設責任者に通報すること。
- (2) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者は、すみやかに医師に診断及び治療を受けさせること。
- (3) 汚染の拡大防止に従事する者は、取扱主任者の指示に従うこと。
- (4) 理学部長が前1号の通知を受けた場合には、状況を判断し、直ちに警察官または消防署に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣に届け出ること。

(地震等の災害時における措置)

第25条 地震、火災等の災害が起こった場合には、第25条で定める連絡系統に従い、また、特定施設責任者は別表2に定める項目について点検を行い、その結果を、放射線取扱主任者および理学部事務室課長を経由して理学部長に報告しなければならない。

(健康診断)

第26条 特定施設責任者は、業務者に対して次の各号の定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- (1) 健康診断は、初めて管理区域に立ち入る前、及び管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行う。
 - (2) 健康診断の方法は問診及び検査又は検診とする。
 - (3) 問診は、次の事項について行う。
 - イ 放射線の被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、被ばく実効線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
 - (4) 検査又は検診は次の部位及び項目について行うものとする。ただし、イ、ロ、ハの部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、イおよびロの部位又は項目を除く。)については医師が必要と認める場合に限る。
 - イ 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
- 2 健康診断の結果の記録は、大学保健室あるいは特定施設責任者が保管し永久保存しなければならない。また、健康診断の結果は、その都度、その写しを業務者に交付する。ただし、業務者でなくなった場合、又は5年間保管後、文部科学大臣が指定する機関に譲り渡す場合は、この限りではない。

(放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者に対する措置)

第27条 委員会は、業務者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、次の各号のうち適当な措置を講ずるものとする。

- (1) 休業
- (2) 勤務時間又は放射線作業時間の短縮
- (3) 放射線作業の制限

(報告義務)

第28条 理学部長は、次の事由が発生した場合は文部科学大臣に対しその旨を直ちに報告するとともに、発生後10日以内にその状況及びその発生後講じた措置につき、報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。
- (2) 放射性同位元素が異常に漏洩した場合。
- (3) 業務者について実効線量限度、又は等価線量限度を超えるおそれのある被ばくが発生した場合。
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(教育訓練)

第29条 委員会は、教育及び訓練(以下、「教育訓練」という)を次のように行わなければならない。

(1)実施時期は次のとおりとする。

- イ 業務者に対しては初めて管理区域に立ち入る前
- ロ 取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らない者に対しては、取扱等業務を開始する前
- ハ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごと

(2)内容は次に定める項目とする。

- イ 放射線の人体に与える影響
- ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
- ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令
- ニ 学習院大学理学部放射線障害予防規程

(3)第1号イ並びロについては次に掲げる項目及び時間数を、また1号ハについては次に掲げる項目について実施すること。ただし一部は理学部の関連講義を聴講することによりかえることができる。

- イ 放射線の人体に与える影響 30分以上(1号イ並びにロ)
- ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 4時間以上(1号イ)
1時間30分以上(1号ロ)
- ハ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令 1時間以上(1号イ)
30分以上(1号ロ)
- ニ 学習院大学理学部放射線障害予防規程 30分以上(1号イ並びにロ)

(4)前項の規定にかかわらず第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育訓練の一部を省略することができる。

(5)一時立ち入り者として承認された者に対して、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(6)特定施設責任者は教育訓練の結果を記録し保管する。

(施設の警備等)

第30条 放射線取扱施設の警備責任者は本部施設課長とし、建屋の施錠及び鍵の保管責任者は特定施設責任者とする。

(必要な措置の要請)

第31条 取扱主任者は、業務者が法もしくはこの規程に違反したとき、又は違反するおそれのあるときは、委員会に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた委員会は必要に応じ、理学部長に当該業務者の放射性同位元素等の取扱いの制限、又は、中止、その他必要な措置を求めるものとする。

(この規程の改正)

第32条 この規程の改正は、委員会の審議を経て理学部長の承認を得ることを必要とする。

付 則

- 1 この規程は、労働安全衛生法による電離放射線障害防止規則に関する事項に準用する。
- 2 この規程は、平成元年4月1日に一部改定実施する。
- 3 放射線障害防止法施行規則及び関係告示の改正（平成3年11月15日施行）に伴い、この規程の一部を平成5年3月1日より改正する。
- 4 放射線障害防止法施行規則及び関係告示の改正（平成7年9月30日施行）に伴い、この規程の一部を平成8年4月1日より改正する。
- 5 ^{63}Ni を装備したエレクトロン・キャプチャー・ディテクタ装備ガスクロマトグラフの廃止に伴い、この規程の一部を平成12年3月21日より改正する。
- 6 放射線障害防止法関係法令の改正（平成13年4月1日施行）に伴い、この規程の一部を同日より改正し施行する。
- 7 放射線障害防止法関係法令の改正（平成17年6月1日より施行）に伴い、この規程の一部を平成18年5月30日より改正する。
- 8 ^{57}Co を装備したメスバウアー装置の廃止及び放射線障害防止法関係法令の改正（平成22年4月1日より施行）に伴い、この規程の一部を平成22年9月1日より改正する。